

上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長                      西   倉      剛

上尾市教育委員会規則第 4 号

上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則

上尾市立人権教育集会所管理規則（昭和 5 0 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 3 号様式中「運転免許証、保険証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

附   則

（施行期日）

1    この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2    この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市立人権教育集会所管理規則（以下「旧規則」という。）第 1 号様式及び第 3 号様式による書類は、それぞれ、この規則による改正後の上尾市立人権教育集会所管理規則第 1 号様式及び第 3 号様式によるものとみなす。

3    この規則の施行の際、現に存する旧規則第 1 号様式及び第 3 号様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。